

「DCO登録のための金利スワップ取引清算制度の一部改正について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当社では、DCO登録のための金利スワップ取引清算制度の一部改正について、その要綱を本年10月3日に公表し、10月17日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、1件のコメントが寄せられました。お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当社の考え方は以下のとおりです。

コメントの概要	コメントに対する当社の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・リミットに関して、ある顧客のポジションの状況によって、他の顧客が同一の清算参加者を通じた清算ができなくなることになる。 ・必要とされる自己資本は自己取引と顧客取引とで同じであるべきではなく、顧客取引の清算には余地を認めるべきである。一つの方法として、清算参加者が追加的な担保の拠出をCCPに行った場合に、リスク・リミットを引き上げることが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク・リミットに関しては、個別の顧客又は自己のポジションを対象とした措置（要綱2（2））を設けており、特定の顧客のポジションによるリスクが際限なく増加することを防止します。 ・なお、ポジション保有状況の改善は、ポジションの減少だけではなく、清算参加者が自社の自己資本額を増額することによることも可能としております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ブローカーでないディーラーが参加できるよう、清算参加者に課される1日2回の気配値の提出義務について見直すべきではないか。 ・この義務について、幅広い機関への外部委託を認めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出される気配値は、証拠金所要額算出のためのイールド・カーブ作成の基となる情報であり、市場実勢を反映したものとするためには幅広い清算参加者から気配値の提出を受ける必要があります。これを達成するために、気配値の提出義務は必要であると考えます。 ・提出された気配値の信頼性確保が重要であることから、提出された気配値が全体の水準から相当程度乖離した場合等において、その清算参加者の手数料を加算する仕組みを設けております。気配値提出の外部委託については、こうした信頼性確保の観点を含め、慎重に検討する必要があると考えます。

以 上